

議事録（概要）

会議名	令和6年度 第2回芦屋町子ども・子育て会議					
会 場	芦屋町役場 4階 41 会議室					
日 時	令和6年9月13日（金）15:00～17:00					
委員の出欠	委員長	宮村 杉江	出	委員	濱田 亜貴子	出
	副委員長	伊藤 亜希子	出	委員	末廣 由香里	出
	委員	上四元 麻心子	出	委員	松田 宏志	出
	委員	岩崎 眞樹	欠	委員	大塚 彰久	出
	委員	松室 七恵	出	委員	石川 智雄	出
	委員	小田 香織	出	委員	木本 拓也	出
傍聴者	なし					
件名・議題	議事 (1)計画骨子案について (2)現状の分析と課題の整理について (3)その他					
合意事項 決定事項	・特になし					

令和 6 年度 第 2 回 芦屋町子ども・子育て会議 議事録

1 開会

2 議事

(1) 計画骨子案について

【事務局による説明】

※資料 1 に基づき、計画全体の説明を行った。

【質疑・意見等】

(委員)

資料 1 の 25 ページ及び 31 ページ「学童クラブ」について、説明の内容が「小学校（3 か所）すべてに設置」「町内では 3 か所で実施」とそれぞれ異なるため、揃えた方がよい。

(事務局)

「町内では 3 か所で実施」に揃える。

(委員)

資料 1 の 25 ページの学童クラブの定員数について、芦屋東小学校学童クラブと山鹿小学校学童クラブが逆ではないか。

(事務局)

ご指摘のとおり逆であるため訂正する。

(委員)

資料 1 の 71 ページ「基本目標 3 全てのこども・若者の可能性を引き出す支援」の基本施策について、配慮が必要なこども・若者への支援であるのに対して「全てのこども・若者」と記載していることに違和感がある。

(事務局)

いつ、誰が支援を必要とする状況になるか分からないこと、また、基本施策のうち「7 犯罪などからこども・若者を守る取り組み」「8 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進」は全てのこども・若者に当てはまることから、誰一人取り残すことなくこども・若者の可能性を引き出せるよう設定したものである。

(2) 現状の分析と課題の整理について

【事務局による説明】

※資料 1 に基づき、主に第 2 章の説明を行った。

【質疑・意見等】

(委員)

資料1の39ページからの「第2期計画の実施状況」のうち、43ページ「基本施策(1) 学校教育の充実」の「今後の課題」について、家庭学習に対する意欲を高め、学習習慣の定着を図ることを追記して欲しい。

(事務局)

ご提案の内容を追記する。

(委員)

資料1の39ページからの「第2期計画の実施状況」における「取り組みの状況」について、全ての施策がA評価またはB評価と高い評価であるが、箇条書きの行頭文字が黒丸であるため、一見すると低評価であるような印象を受けた。他の文字を検討してはどうか。

(事務局)

他の計画を参考に検討する。

(委員)

資料1の64ページからの「子ども・若者計画調査」の調査結果について、就労状況に関する結果が出ているが、本計画には若者の就労を支援する取り組みは盛り込まれないのか。

(事務局)

資料1の71ページ「基本目標2 こども・若者への切れ目のない支援」において「基本施策『3 青年期』(2) 青年期就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組みの推進」とし、また「基本目標4 こどもを産み育てやすい環境づくり」において「基本施策(4) 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」としている。具体的な取り組み内容については、今回の会議で提案する予定である。

(委員)

資料1の68ページの「5 こども・子育てを取り巻く総合的な課題」の「こども・子育て」については「こども・若者・子育て」とした方が良いのではないかと。

(事務局)

記載内容を検討する。

(委員)

本計画の全般における「一人ひとり」の表記について、学校の学習指導要領では「一人一人」とされているが、このままの表記で良いのか。

また、「修学支援」の表記は「就学」ではないのか。

(事務局)

資料1の1ページについては第2期計画の基本理念を引用している。その他の表記については検討する。

また「修学支援」については、文部科学省では「修学」を用いることが一般的であることから、そのように表記している。

(委員)

「子ども」と「こども」はどのように使い分けているのか。

(事務局)

国の「こども基本法」において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義されており、また、同法の基本理念として「全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること」などが定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」と表記されている。

これを踏まえ、本計画においても、法令や既存の計画などから引用する場合を除き「こども」と表記する。

(委員)

核家族化が進み、周囲に頼れる人がいない保護者が多い。以前、保護者が発熱によりこどもを看ることが難しいときに、利用できるサービスがなくて困ったことがあったと聞いた。家から預け先までの送迎など、短時間でも利用できるサービスがないのか。

(委員)

高齢者に対しては「あしたの会」が、ごみ捨てや洗濯などを支援しているが、送迎は難しい。子育て世代に対するサービスは今のところ行っていない。

(事務局)

保護者の出産や病気などの際に利用できる「子育て短期支援事業」を鞍手乳児院と報恩母の家で行っている。施設を利用しながら病院に行くなどの利用方法は提案できると考える。

（事務局）

保育所の預かり保育が利用できないか。

（委員）

前日の 17 時までには連絡を受け、保育士を配置するため、基本的には当日の対応は難しい。過去に、母親が妊娠・出産に伴う急な入院でこどもを看ることができなくなり、父親に仕事を調整してもらい、当日の 9 時から 17 時で対応したことがある。

（事務局）

過去にあったケースとして、児童相談所と協議し、子育て短期支援事業の利用などを提案・調整し、保護者を支援したことがある。

（委員）

保育所や幼稚園に通っていないこどもの保護者が発熱したときなどに、送迎も含めて預けることができる事業が芦屋町には無いため、近隣の市町村でそのような事業を行っているところがあれば、参考にして欲しい。

（事務局）

3 歳未満のこどもについては、国は令和 8 年度から全国の市町村で「こども誰でも通園制度」を実施することとしており、町内で実施できる教育・保育施設があれば預けることができるようになる。

（委員）

資料 1 の 69 ページ「基本理念」の説明について、「家庭、地域、学校、事業者、行政等」とあるが、保育所、幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設は、事業者に含まれるのか。

（事務局）

現時点で基本理念及び説明は検討段階のものであるが、教育・保育施設は事業者に含まれる。

（委員）

子育て支援センターや教育・保育施設など、芦屋町独自のものは事業者と一括りにせず、明記して欲しい。

（事務局）

同様の表現で記載する場合は、芦屋町独自の施設は明記する。

(3) その他

【事務連絡】

(事務局)

- ①次回の会議について…次回の会議（第3回）は10月上旬予定
- ②報酬・費用弁償について

3 閉会